

## Ⅱ. 退職後の健康保険制度

- 1 チャート 令和7年4月1日に、あなたはどれに当てはまりますか？（P2）
- 2 制度の相違点（P4）
- 3 任意継続組合員制度の加入要件（P8）
- 4 任意継続掛金の算定方法（P9）
- 5 任意継続組合員制度加入の手続（P12）
- 6 任意継続組合員制度脱退の手続（P13）
- 7 国民健康保険税（年間掛金）の算定方法〔令和6年度〕（P14）
- 8 国民健康保険制度加入の手続等（P15）

**資料1** ①-1・①-2 公立学校共済組合員（一般・短期）、  
④任意継続組合員制度、⑤国民健康保険制度の医療給付の  
比較〔令和6年度〕（P16）

**資料2** Q & A（P18）



日本では「国民皆保険制度」を導入しているため、全ての国民が必ず何らかの健康保険制度に加入する必要があります。

健康保険制度は所属する団体によって定められており、自由に選択することはできません。また、加入先の団体によって保障内容や保険料が異なります。

現在、皆様が入社している健康保険制度は「公立学校共済組合」になります。

退職後はご自身の就労状況や親族の状況などにより、それぞれが何らかの健康保険制度に加入することになります。

# 1 チャート

令和7年4月1日に、あなたはどれに当てはまりますか？



Q1：令和7年4月1日から、埼玉県の公立学校等で勤務し、公立学校共済組合の「1. 一般組合員」または「2. 短期組合員」になりますか？  
※ 共済組合加入の可否については所属所長へ確認してください。

はい

いいえ

Q2：再就職先で健康保険制度に加入しますか？

※ 民間企業等で週20時間（4週当たり80時間）以上勤務する場合は、健康保険制度（協会けんぽ\*等）に加入する可能性があります。  
※ 再就職しない方は「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

Q3：親族の健康保険制度の扶養に入りますか？

はい

いいえ

Q4：任意継続組合員制度に加入しますか？

（採用から退職まで引き続く1年と1日以上の組合員期間があり、加入を希望する方）

はい

いいえ

Ⓐ-1  
Ⓐ-2

Ⓑ

Ⓒ

Ⓓ

Ⓔ

<p>①-1【一般組合員】公立学校共済組合・埼玉県教職員互助会に加入</p> <p>健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合に加入</p> <p>年金制度 <input type="checkbox"/> 共済組合に加入</p> <p>互助会 <input type="checkbox"/> 加入</p>	<p>現在の組合員資格が引き続き続きます。</p>
<p>①-2【短期組合員】公立学校共済組合・埼玉県教職員互助会、厚生年金保険に加入</p> <p>健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合に加入</p> <p>年金制度 <input type="checkbox"/> 日本年金機構（厚生年金）</p> <p>互助会 <input type="checkbox"/> 加入</p>	
<p>② 就職先の社会保険（健康保険・年金制度に加入（協会けんぽ等））</p> <p>社会保険は、勤務時間等に応じて加入・非加入が決まります。</p>	<p>「退職会員互助制度」に加入できます。</p> <p><a href="https://go.jo-saitama.jp/business/business-752">https://go.jo-saitama.jp/business/business-752</a></p>
<p>③ 親族の健康保険制度の扶養に入る</p> <p>扶養に入る条件は、親族が加入している健康保険制度にご確認ください。</p>	
<p>④ 公立学校共済組合任意継続組合員に加入</p> <p>退職時に共済組合に申し出ること、退職日の翌日から最長2年間加入できます（任意）。</p> <p>ただし、75歳以上の方については、後期高齢者医療制度の適用となるため、加入できません。</p>	
<p>⑤ 国民健康保険制度に加入（国保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業の方</li> <li>・無職の方</li> <li>・他の健康保険制度に加入していない方</li> </ul>	

**【注意】** ②～⑤に該当する場合、現在の共済組合員資格は令和7年4月1日で喪失します。

\* 協会けんぽ……中小企業等で働く従業員やその家族が加入する健康保険制度の通称で、「全国健康保険協会」が運営している。

## 2 制度の相違点

制度	①-1 【一般組合員】公立学校共済組合・ 埼玉県教職員互助会	①-2 【短期組合員】公立学校共済組合・ 埼玉県教職員互助会、厚生年金保険
概要	健康保険は共済組合の短期給付が適用され、福祉事業に参加することができます。 年金制度は共済組合の厚生年金及び退職等年金給付が適用されます。	健康保険は共済組合の短期給付が適用され、福祉事業に参加することができます。 年金制度は、日本年金機構の厚生年金保険（第一号厚生年金）が適用されます。
加入条件	公立学校等に勤務する次の職員 ・再任用職員（常勤） ・任期付職員（常勤） ・会計年度任用職員（常勤 13 か月目以降）	公立学校等に勤務する次の職員 ・臨時的任用職員 ・会計年度任用職員（常勤 12 か月目まで） ・週 20 時間以上の短時間勤務職員（再任用職員（短時間）、任期付職員（短時間））
給付	<p>●医療費 医療費総額の 7 割相当分（外来・入院・調剤等）＋高額療養費等＋<u>附加給付</u> （共済独自給付）</p> <p>●医療費以外の短期給付 ・出産育児一時金・傷病手当金・出産費・家族出産費・埋葬料・家族埋葬料・弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金 等</p>	
掛金・年金保険料	現在と同様に、標準報酬月額に応じた掛金が給与から天引き（控除）されます。  <b>事業主と折半</b>	現在と同様に、標準報酬月額に応じた掛金及び厚生年金保険料が給与から天引き（控除）されます。  <b>事業主と折半</b>
手続	健康保険に関する手続は不要です。組合員資格は引き続きます。	
備考	組合員が 65 歳未満であり、かつ 20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者としている場合、配偶者は国民年金第 3 号被保険者となり配偶者の国民年金保険料の支払は不要です。	

制度	㊸ 就職先の健康保険制度 (例) 協会けんぽ (社会保険)	㊹ 親族の健康保険制度の扶養に入る
概要	民間企業に勤務する者が加入します。 ・協会けんぽ (中小企業) ・健康保険組合 (大企業) 等	・共済組合 ・協会けんぽ (中小企業) ・健康保険組合 (大企業) 等
加入条件	健康保険制度の適用される就職先で、加入条件を満たす勤務形態で働くこと。	親族が加入している健康保険制度によって取扱いが異なりますので、事前に加入の可否等をご確認ください。
給付	●医療費 医療費総額の7割相当分 (外来・入院・調剤当) + 高額療養費等 ●医療費以外の給付 ・出産育児一時金 ・埋葬料                      ・傷病手当金 等	●医療費 医療費総額の7割相当分 (外来・入院・調剤当) + 高額療養費等 ●医療費以外の給付 ・出産育児一時金 ・埋葬料 等
掛金	標準報酬月額に応じた保険料が掛かります。 <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <b>事業主と折半</b> </div>	親族が加入している健康保険制度によって取扱いが異なりますので、事前にご確認ください。 (公立学校共済組合の組合員の被扶養者の場合、追加の掛金は発生しません)
手続	勤務先 (再就職先) を通して、手続を行ってください。	親族の勤務先を通して、手続を行ってください。
備考	就職先の健康保険制度への加入の有無は、事業規模や勤務形態により異なります。 ※ 他の公務員共済や他県の公立学校共済組合に加入する場合があります。	詳細は、親族が加入している健康保険制度にご確認ください。 ⇒ P 7 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考</span>

制度	㊦ 任意継続組合員制度	㊧ 国民健康保険制度
概要	退職後最長で2年間、現在とほぼ同様の短期給付が受けられます。	法定の給付があります。
加入条件	次の要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職日まで引き続き1年と1日以上組合員期間（短期組合員期間を含み、任意継続組合員期間を除く）があること。</li> <li>・退職日を含め20日以内に共済組合に申し出ること。</li> <li>・75歳未満であること。</li> </ul> ※ すでに認定されている被扶養者も認定要件を満たせば、引き続き認定されます。	他の健康保険制度に加入していないこと。
給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費 医療費総額の7割相当分（外来・入院・調剤当）＋高額療養費等＋<u>附加給付</u></li> <li>●医療費以外の短期給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産費                      ・家族出産費</li> <li>・埋葬料                      ・家族埋葬料</li> <li>・弔慰金                      ・家族弔慰金</li> <li>・災害見舞金 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費 医療費総額の7割相当分（外来・入院・調剤当）＋高額療養費等</li> <li>●医療費以外の短期給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金</li> <li>・葬祭費 等</li> </ul> </li> </ul>
掛金	退職時の標準報酬月額に応じた掛金が掛かります（P9～11参照）。	前年の年間所得に応じた保険税が掛かります（P14参照）。
手続	退職日から起算して20日以内に公立学校共済組合へ「共済組合・被扶養者申告書（様式第2号）」を提出します。 ※ 年度末退職の場合は、4月21日（月）公立学校共済組合必着。 ※ 事前申告は、2月14日（金）公立学校共済組合必着。	退職後14日以内に居住市区町村役場に加入届を提出します。 ※ 手続時、資格喪失証明書等が必要です。詳細はお住まいの市区町村役場にご確認ください。
備考	<b>20日以内の提出期限を過ぎた場合は、加入することができませんのでご注意ください。</b> 加入期間が2年未満であっても、75歳に到達したときは、その時点で任意継続組合員の資格を喪失し、後期高齢者医療制度の適用となります。	被扶養者の制度はありません。詳細は市区町村役場にご確認ください。

## 参考 親族の健康保険制度の扶養に入ることを考えている方へ

退職後の健康保険制度を検討する上で、健康保険の被扶養者は掛金(保険料)が不要または低額となるため、P 5「◎親族の健康保険制度の扶養に入る」の選択が有利です。

ただし、扶養に入るためには、様々な条件があります。また、親族が加入している健康保険制度(協会けんぽ等)により取扱いが異なります。

### 公立学校共済組合の被扶養者の主な認定要件

●次の(1)から(4)のすべての要件を満たす必要があります。

#### (1) 身分関係

3親等以内の親族であること  
(親族関係によっては別居の場合、認定できないことがあります。)

#### (2) 生計維持関係

被扶養者の年間収入\*が130万円未満であること  
(障害年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は年間180万円未満)

\*「収入」は被扶養者の1年間に見込まれる恒常的な収入(非課税収入も含む)の全てを合計します。なお、退職手当は恒常的な収入には含みません。

- ①年金(公的年金だけでなく財形年金・個人年金などの私的年金も含む)
- ②給与収入(交通費含む)・不動産収入・事業収入・農業収入
- ③株式、投資信託、定期預金利息、FX及び先物オプション投資等の収入(売買、配当)
- ④傷病手当金、失業給付 等

#### (3) 国内居住

日本国内に住所(住民票)を有すること

#### (4) 自分が他の健康保険に加入していないこと (協会けんぽ、国民健康保険等)

### 3 任意継続組合員制度の加入要件

**加入要件：退職日まで引き続いて1年と1日以上組合員期間がある者**

(※「組合員期間」は一般組合員及び短期組合員の期間を含み、任意継続組合員期間を除きます。)

#### ○加入できる例

(1) 本採用の退職直後から任意継続

本採用期間 (38年) =組合員期間	任意継続可○
-----------------------	--------

(2) 本採用 (他共済組合・他支部の期間を含む) の退職直後から任意継続

本採用期間 (35年) =組合員期間	□□市教育委員会 (2年) =組合員期間	本採用期間 (1年) =組合員期間	任意継続可○
-----------------------	-------------------------	----------------------	--------

※ 他の公務員共済の期間も組合員期間に通算されます。

(3) 本採用を定年退職し、引き続き1年間再任用 (常勤) として勤めた後任意継続

本採用期間 (35年) =組合員期間	再任用 (常勤) (1年) =組合員期間	任意継続可○
-----------------------	-------------------------	--------

(4) 本採用を定年退職し、1年間任意継続組合員となった後、臨時的任用職員として2年間勤め、再度任意継続

本採用期間 (35年) =組合員期間	任意継続 (1年) ≠組合員期間	臨時的任用 (2年) =組合員期間	任意継続可○
-----------------------	---------------------	----------------------	--------

#### ○加入できない例

(5) 本採用を定年退職し、1年間任意継続組合員となった後、再任用 (常勤) として1年間勤め、再度任意継続

本採用期間 (35年) =組合員期間	任意継続 (1年) ≠組合員期間	再任用 (常勤) (1年) =組合員期間	任意継続×
-----------------------	---------------------	-------------------------	-------

⇒ 直近の組合員期間が1年ちょうど<1年と1日 → 加入要件を満たさない。

(6) 退職後の任意継続 (2年間) の後、さらに任意継続

本採用期間 (38年) =組合員期間	任意継続 (2年) ≠組合員期間	任意継続×
-----------------------	---------------------	-------

⇒ 加入要件を満たさない。

※ 任意継続できるのは2年間のみです。



## 4 任意継続掛金の算定方法

算定方法：[任意継続掛金額]（月額）＝[標準報酬月額]（注1）×[掛金率]（注2）

（注1） 標準報酬月額は、次のいずれか低い額になります。

①退職する月の標準報酬月額

標準報酬月額をご自身の給与支給明細書に記載されています。

**※年度末退職者は、令和7年3月分の給与明細書で確認してください。**

②組合員の平均の標準報酬月額（令和6年12月1日現在）

380,000 円

（注2） 令和6年12月1日現在の掛金率（短期と介護それぞれ掛金がかかります）

短期 93.20/1,000

介護 15.92/1,000

※「組合員の平均の標準報酬月額」、「掛金率」について

**令和6年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は今後改定される可能性があります。あくまでも目安とお考えください。**

【例1】 ①退職する月の標準報酬月額が500,000円、②組合員の平均の標準報酬月額が380,000円の場合

→ ②平均の標準報酬月額が、①より低いので、②をもとに算出します。

短期：月額 380,000円×93.20/1000 = 35,416円(1円未満切り捨て)

年額 35,416円×12か月 = 424,992円

介護：月額 380,000円×15.92/1000 = 6,049円(1円未満切り捨て)

年額 6,049円×12か月 = 72,588円

短期424,992円＋介護72,588円＝497,580円（年額）

【例2】 ①退職する月の標準報酬月額が360,000円、②組合員の平均の標準報酬月額が380,000円の場合

→ ①退職する月の標準報酬月額が、②より低いので、①をもとに算出します。

短期：月額 360,000円×93.20/1000 = 33,552円(1円未満切り捨て)

年額 33,552円×12か月 = 402,624円

介護：月額 360,000円×15.92/1000 = 5,731円(1円未満切り捨て)

年額 5,731円×12か月 = 68,772円

短期402,624円＋介護68,772円＝471,396円（年額）

任意継続組合員が65歳に到達すると、介護掛金を共済組合では徴収しません。

※65歳以降は、お住まいの市区町村から徴収されます。

例：6月1日生 → 共済組合では5月分から介護掛金を徴収しない。

例：6月2日～30日生 → 共済組合では6月分から介護掛金を徴収しない。

## 任意継続掛金納入に際しての注意

1 掛金の納入方法は、次の6通りから選ぶことができます。

口座振替	1 年一括払い（1年分ずつ）	現金振込	4 年一括払い（1年分ずつ）
	2 半期払い（半年分ずつ）		5 半期払い（半年分ずつ）
	3 各月払い		6 各月払い

**まとめて前納(上記1、2、4、5のいずれかを選択)すると、掛金額が割引になります。**

事前申告でまとめて前納する場合の掛金の算定方法：月額掛金×係数

	係数
年一括払い	11.7485020
半期払い（半年分ずつ）	5.9318472



例1：前ページ【例1】の場合で、事前申告期間中に任意継続加入手続をした場合（年一括払い）

短期：月額 35,416円×係数 11.7485020 = 年額 416,085円（1円未満四捨五入）

介護：月額 6,049円×係数 11.7485020 = 年額 71,067円（1円未満四捨五入）

短期 416,085円 + 介護 71,067円 = 487,152円（年額）

497,580円（割引前）→487,152円（割引後） **一年で10,428円割引**

例2：前ページ【例2】の場合で、事前申告期間中に任意継続加入手続をした場合（半期払い）

短期：月額 33,552円×係数 5.9318472 = 半期額 199,025円（1円未満四捨五入）

介護：月額 5,731円×係数 5.9318472 = 半期額 33,995円（1円未満四捨五入）

短期 199,025円 + 介護 33,995円 = 233,020円（半期額）

235,698円 (=33,552円×6月 + 5,731円×6月)（割引前）

→233,020円（割引後） **半年で2,678円割引**

※ 4月申告でまとめて前納する場合、初年度は5月以降の掛金額が割引になります。

2 払込期限には十分ご注意ください。特に前納予定の方は前もって支出計画をたててください。

事前申告受付分	口座振替	<b>令和7年3月21日（金）【振替日】</b>
	現金振込	<b>令和7年3月31日（月）【振込期限】</b>
4月申告受付分 （初回は口座振替不可）	現金振込	<b>令和7年4月30日（水）【振込期限】</b>

※ 4月申告の場合は、口座振替の方も、初回は現金振込での手続となりますので、ご注意ください。

3 **任意継続掛金の前納は、年一括払い（1年分）が最長**です。加入後1年が経過する頃に2年目の掛金額をお知らせします。

## 参考 任意継続掛金早見表

現在の給与明細の「短期掛金」の金額から、任意継続掛金の金額を知ることができます。  
 なお、令和6年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は今後改定される可能性がありますので、目安としてご利用ください。

単位：円

短期掛金	標準報酬月額	任意継続短期			任意継続介護		
		各月払い	半期払い	年一括払い	各月払い	半期払い	年一括払い
2,784	58,000	5,405	32,062	63,501	923	5,475	10,844
3,264	68,000	6,337	37,590	74,450	1,082	6,418	12,712
3,744	78,000	7,269	43,119	85,400	1,241	7,361	14,580
4,224	88,000	8,201	48,647	96,349	1,400	8,305	16,448
4,704	98,000	9,133	54,176	107,299	1,560	9,254	18,328
4,993	104,000	9,692	57,491	113,866	1,655	9,817	19,444
5,281	110,000	10,252	60,813	120,446	1,751	10,387	20,572
5,665	118,000	10,997	65,233	129,198	1,878	11,140	22,064
6,049	126,000	11,743	69,658	137,963	2,005	11,893	23,556
6,433	134,000	12,488	74,077	146,715	2,133	12,653	25,060
6,817	142,000	13,234	78,502	155,480	2,260	13,406	26,552
7,201	150,000	13,980	82,927	164,244	2,388	14,165	28,055
7,681	160,000	14,912	88,456	175,194	2,547	15,108	29,923
8,161	170,000	15,844	93,984	186,143	2,706	16,052	31,791
8,641	180,000	16,776	99,513	197,093	2,865	16,995	33,659
9,121	190,000	17,708	105,041	208,042	3,024	17,938	35,527
9,602	200,000	18,640	110,570	218,992	3,184	18,887	37,407
10,562	220,000	20,504	121,627	240,891	3,502	20,773	41,143
11,522	240,000	22,368	132,684	262,790	3,820	22,660	44,879
12,482	260,000	24,232	143,741	284,690	4,139	24,552	48,627
13,442	280,000	26,096	154,797	306,589	4,457	26,438	52,363
14,403	300,000	27,960	165,854	328,488	4,776	28,331	56,111
15,363	320,000	29,824	176,911	350,387	5,094	30,217	59,847
16,323	340,000	31,688	187,968	372,287	5,412	32,103	63,583
17,283	360,000	33,552	199,025	394,186	5,731	33,995	67,331
18,243以上	380,000	35,416	210,082	416,085	6,049	35,882	71,067

※短期掛金が18,243円以上の方は、標準報酬月額は組合員の平均である380,000円を採用します。

※任意継続掛金の支払方法を月払いとした方は、月払いの額×12月が年間の掛金額です。

※任意継続掛金の支払方法を半年払いとした方は、半年払いの額×2が年間の掛金額です。

※40歳以上65歳未満の方は、任意継続介護の掛金も必要となります。



例えば、給与明細の短期掛金が「17,283円」の場合、  
 年払いの短期掛金は「394,186円」、介護掛金は  
 「67,331円」となります。

## 5 任意継続組合員制度加入の手続

(※令和7年3月31日付で退職し、一般・短期組合員資格を喪失される方について)

	事前申告		4月申告
手続について	所属所長あて通知 (令和6年12月10日付)を参照		所属所長あて通知 (令和7年3月上旬)を参照
受付期間 ※共済組合必着	<b>1月8日(水)～2月14日(金)</b>		<b>3月7日(金)～4月21日(月)</b>
手続の手順	口座振替	現金振込	申告書提出 (3月中に申告書を提出する場合、交付されている旧組合員証・資格確認書は4/1以降に返却) ⇒掛金振込依頼書送付 (4/1以降) ⇒掛金納付 ⇒納付確認 ⇒資格情報のお知らせ・資格確認書(対象者のみ)送付
	申告書提出 ⇒ <b>口座振替(3/21)</b> ⇒振替確認 ⇒資格情報のお知らせ・資格確認書(対象者のみ)送付 ⇒旧組合員証・資格確認書返納(交付されている場合)	申告書提出 ⇒掛金振込依頼書送付 (3月上旬) ⇒掛金納付 ⇒納付確認 ⇒資格情報のお知らせ・資格確認書(対象者のみ)送付 ⇒旧組合員証・資格確認書返納(交付されている場合)	
資格確認書・資格情報のお知らせ 発送時期	<b>口座振替確認後</b>	<b>掛金納付確認後</b>	<b>掛金納付確認後</b>
任意継続掛金の 割引対象月 例:年一括払い	4月～翌年3月の12か月に対して割引計算対象。		5月～翌年3月の11か月に対して割引計算対象。 ※ 4月分は割引対象外。
任意継続掛金の 支払い方法	口座振替、現金振込どちらも可。		口座振替、現金振込どちらも可。 ※ 初回分の納入は現金振込のみ。
諸注意	事前申告は、任意継続組合員制度に加入することがほぼ確実な場合のみ、申告することができます。 再任用フルタイム、臨時的任用、任期付、週20時間以上の短時間再任用・会計年度任用職員等になる可能性があるなど、 <b>他の健康保険制度に加入する可能性がある場合、事前申告はご遠慮ください。</b>		

※ 令和7年6月に検認(被扶養者の収入等確認)を実施します。詳細は令和7年6月発出予定の通知をご確認ください。

### 任意継続組合員制度

#### 【掛金】についての問合せ

⇒経理担当：048-830-6691

#### 【手続】についての問合せ

⇒資格管理担当：048-830-6694

#### 【医療費の給付】についての問合せ

⇒短期給付担当：048-830-6696

任意継続・国民健康保険のどちらに加入するか迷ったら、短期給付担当へご相談ください。

## 6 任意継続組合員制度脱退の手続

### ○任意継続組合員を途中で脱退する場合の手続

任意継続を脱退するときは、所定の様式を公立学校共済組合埼玉支部のホームページ内（諸届用紙【ダウンロード】）から印刷し、手続をしてください。次のとおり、脱退の事由により資格喪失日が異なりますので注意してください。

なお、任意継続掛金を前納した場合、脱退による未経過月分の掛金は返金されます。

脱退事由	資格喪失日
就職して社会保険、共済組合に加入した場合 【例】民間企業に就職、臨時的任用・会計年度等で再就職	新たに加入した社会保険、共済組合の資格取得日
親族の扶養に入る場合や、国民健康保険に加入する場合	共済組合に脱退の届出がされた翌月の1日

※ 掛金が期限までに納付されない場合は強制脱退となります。

※ 掛金を前納していた場合、脱退による未経過月分は返納されます。

### ○任意継続1年経過時の手続（下記1または2）

令和8年2月中旬に、公立学校共済組合から「2年目も任意継続を継続するか、脱退するか」の確認の文書と掛金振込依頼書等を送付します。

- 1 継続する・・・次年度の掛金を納付してください（2年払いではありません。）。
- 2 脱退する・・・「脱退届」を文書記載の期限内に提出してください。

「脱退届」を受理後、令和8年3月下旬に「資格喪失証明書」を送付しますので、ご自身で国民健康保険等の加入手続をしてください。資格喪失後に当共済組合の健康保険制度を利用し医療機関を受診した場合、医療費の共済組合負担額を返納していただきますのでご注意ください。

※ 掛金を納付しない場合は、強制的に脱退となります。



**1年目は任意継続、2年目は国民健康保険という選択も可能です。**

### ○任意継続2年満了時の手続

令和9年3月下旬に、公立学校共済組合から任意継続が満了する旨の通知文書と「資格喪失証明書」を送付します。

その後は、ご自身で国民健康保険等に加入手続をしてください。

## 7 国民健康保険税(年間掛金)の算定方法 [令和6年度]

**算定方法については、市区町村により異なります。**  
**国民健康保険制度の保険税や試算については、ご自身で各市区町村にお問合せください。**



### <参考：〇〇市の算定方法> (年額)

区分	①所得割 (%)	②被保険者均等割 (円)	③平等割 (円)	④賦課限度額 (円)
医療分	7.3	21,000	9,000	650,000
支援分	2.3	9,000		240,000
介護分	1.8	9,000		170,000

- ①所得割：[給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）－430,000円]×所得割の率  
 ②被保険者均等割：一律の年額です。  
 ③平等割：世帯内の加入者数に関係なく、1世帯ごとに掛かります。  
 ④賦課限度額：保険税年額の上限です。

### <参考の計算例>

〇〇市居住で、給与のみの収入でR5.1～R5.12の年収800万円、給与所得610万円  
 年齢60歳  
 被扶養者 1人（配偶者）年齢58歳（所得無し） の場合

#### ● 医療分（本人と配偶者の2人分）

- ①所得割 (6,100,000円－430,000円) × 7.3% = 413,910円  
 ②被保険者均等割 21,000円 × 2人 = 42,000円  
 ③平等割 9,000円  
 ①+②+③ = 464,910円  
 (100円未満切り捨て)  
**計 464,900円**

#### ● 支援分（本人と配偶者の2人分）

- ①所得割 (6,100,000円－430,000円) × 2.3% = 130,410円  
 ②被保険者均等割 9,000円 × 2人 = 18,000円  
 ①+② = 148,410円  
 (100円未満切り捨て)  
**計 148,400円**

#### ● 介護分（本人と配偶者の2人分）

- ①所得割 (6,100,000円－430,000円) × 1.8% = 102,060円  
 ②被保険者均等割 9,000円 × 2人 = 18,000円  
 ①+② = 120,060円  
 (100円未満切り捨て)  
**計 120,000円**

**年額：医療費分 464,900円 + 支援分 148,400円 + 介護分 120,000円 = 733,300円**

## 8 国民健康保険制度加入の手続等

### ○市区町村役場での国民健康保険手続について

国民健康保険に加入する際に、健康保険(共済組合)の「資格喪失証明書」が必要な場合があります。公立学校共済組合の「資格喪失証明書」については、退職の場合は自動交付をしています。

その他の詳細については居住する市区町村役場に事前に確認をお願いします。

### 任意継続組合員制度と国民健康保険制度、どちらが良い!?

任意継続と国民健康保険のどちらを選択するかは、ひとりひとりの状況や制度のどの点に重点を置くかにより選択することになりますので、有利不利をつけることはできません。以下の点を参考にご自身で選択してください。

#### ●掛金

任意継続組合員制度は一定の要件をみたす者を被扶養者として認定でき、それに伴う追加の掛金は発生しません。

国民健康保険制度には被扶養者という概念がないため、世帯の収入、年齢、加入人数によって、保険税が計算されます。

任意継続組合員の掛金については、「4. 任意継続掛金の算定方法」を参考に試算することができます。国民健康保険税については、市区町村によって取扱いが異なりますので、お住まいの市区町村に確認いただき、世帯としてどちらがお安くなるかご検討ください。

#### ●給付内容

任意継続組合員の場合、医療費の請求手続が不要であること、そして、「**附加給付**」という共済独自の給付があること、現職と同じような短期給付が受けられることなどから、国民健康保険より手厚い内容となっています。P16 **資料1**を参考にしてください。

※ 任意継続組合員制度は、1年目も2年目も退職時の標準報酬月額に応じた掛金となるため、退職後の収入が減少しても、2年目の任意継続掛金が大きく変わることはありません。

一方、国民健康保険制度の保険税は前年の所得で計算されるため、退職後の所得が減少した場合、退職後1年目の保険税より2年目の保険税が安くなる傾向があります。1年目は任意継続組合員制度、2年目からは国民健康保険制度という選択も可能です。

**資料 1** ①-1・①-2 公立学校共済組合員(一般・短期)、④任意継続組合員制度、⑤国民健康保険制度の医療給付の比較[令和6年度]

●モデルケース

- ・掛金の基礎となる標準報酬月額が28万円から50万円  
(被扶養者は小学校就学～69歳)
- ・入院した場合の療養費(医療費)の総額が700,000円で多数回該当\*<sup>1</sup>でないとき

※ 高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の額は所得区分\*<sup>2</sup>によって異なります(互助会給付は共済給付後の残りの額を対象に計算されます。)

①-1、①-2 公立学校共済組合員(一般・短期)の場合の給付額

[本人]	← 療養費総額 700,000 円 →				
	← 7割・共済組合直接負担 →		← 3割・窓口自己負担 210,000 円 →		
	(共) 療養の給付	(共) 高額療養費	(共)一部負担金払戻金 (附加給付)	(互) 療養費	自己負担
	490,000円	125,570円	59,400円	7,500円	17,530円
	← 後日、本人へ給付される金額 →				
	192,470 円				

④ 任意継続組合員の場合の給付額 ((互)療養費の給付はありません)

[本人]	← 療養費総額 700,000 円 →			
	← 7割・共済組合直接負担 →		← 3割・窓口自己負担 210,000 円 →	
	(共) 療養の給付	(共) 高額療養費	(共)一部負担金払戻金 (附加給付)	自己負担
	490,000円	125,570円	59,400円	25,030円
	← 後日、本人へ給付される金額 →			
	184,970 円			

⑤ 国民健康保険加入の場合の給付額

[本人]	← 療養費総額 700,000 円 →		
	← 7割・国保直接負担 →		← 3割・窓口自己負担 210,000 円 →
	(国保) 療養の給付	(国保) 高額療養費	自己負担
	490,000円	125,570円	84,430円
	← 後日、申請により本人へ支給される →		



○公立学校共済組合員（現職（再任用フルタイムを含む））の被扶養者の場合の給付額

[家族]	療養費総額700,000円				
	←7割・共済組合直接負担→		←3割・窓口自己負担210,000円→		
	(共) 家族療養の給付	(共) 高額療養費	(共)家族療 養費附加金 (附加給付)	(互) *3 家族療養費	自己 負担
490,000円	125,570円	59,400円	7,500円	17,530円	
		←後日、本人へ給付される金額→			
		192,470円			
* 3 公立学校共済組合任意継続組合員の被扶養者の場合、(互)家族療養費の給付はありません					

〈\*1〉多数回該当

高額療養費の支給を療養のあった月以前の12か月以内に3回以上受けたとき、4回目からは窓口自己負担が44,400円（この額は所得区分によって異なります）を超える額について、高額療養費として支給されます。

〈\*2〉所得区分

福利のしおりP34を参考にしてください。

●入院時食事療養費について

上記療養の給付及び家族療養の給付には含まれておりませんが、食事療養を受けたときは、標準負担額として1食につき490円（市区町村民税の非課税者は230円）を本人から医療機関へお支払いいただきます。後日、保険者（共済組合等）は標準負担額を除いた食事療養の給付を医療機関へ支払います。

●限度額適用認定証の利用について

高額な療養を受ける場合に、医療機関での窓口自己負担のうち、高額療養費相当部分を窓口支払額から軽減する制度があります。この制度の利用を希望する組合員からの申請に基づき「限度額適用認定証」を交付しています。この証を医療機関に提示することで高額療養費相当部分は保険者（共済組合等）が病院に支払うことになり、組合員の窓口自己負担を軽減することができます。

●高齢者（70歳以上の方）の健康保険制度について

共済組合の場合、次の条件で負担割合を判定しています。

- ・組合員が70歳以上で標準報酬月額が280,000円以上の場合  
→自己負担3割（組合員と70歳以上の被扶養者）  
※ただし、年間収入が一定額に満たない場合は、自己負担2割（要申請）。
- ・組合員が70歳以上で標準報酬月額が260,000円以下の場合  
→自己負担2割（組合員と70歳以上の被扶養者）
- ・組合員は70歳未満だが被扶養者が70歳以上の場合  
→自己負担2割（70歳以上の被扶養者のみ）  
※ 共済組合以外の取扱いについては、各健康保険制度にお問合せください。

75歳以上の方及び65歳以上の方で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、お住いの市区町村にお問合せください。

## 資料2 Q & A

①任意継続組合員制度の加入について		Q
No	質問	回答
1	退職して1か月空けてから、任意継続組合員制度に加入したい。 (例：3月31日付け退職→5月1日から加入したい。)	任意継続組合員制度は、退職後も組合員資格を継続するという趣旨ですので、退職後、引き続き加入する必要があります。 (例：3月31日付け退職→翌日4月1日から加入となります。)
2	3月31日付け退職し、翌4月1日から民間企業で半年間だけ働くことが決まっています。その間は就職先の健康保険制度に加入します。 その後、10月1日から公立学校共済組合の任意継続に加入できますか。	公立学校共済組合の任意継続はできません。 再就職先で加入していた健康保険の任意継続制度又は国民健康保険のどちらかへ加入、または親族の健康保険の扶養に入ることになります。
3	退職後、海外に2年間ほど長期滞在する予定です。 日本に帰国した直後から共済の任意継続に加入したいのですが可能ですか。	退職の翌日からであれば、任意継続に加入することは可能ですが、海外滞在であっても期間を置いた後に任意継続に加入することはできません。
4	夫婦2人とも公立学校共済組合員で、同時に退職します。 夫婦2人とも再就職はしません。 任意継続組合員制度への加入を検討していますが、2人とも任意継続をしなくてはなりませんか、それとも片方だけ任意継続で1人は被扶養者ということもできますか。	お2人とも任意継続することもできますし、片方が任意継続、もう一方が被扶養者になることも可能です(ただし、被扶養者の方の退職後の収入が基準額未満である場合に限り)。被扶養者認定の手続については、必要書類を <u>4月1日から4月30日まで(必着)</u> に提出してください。 ※任意継続される方の手続は退職日を含め20日以内。 また、退職月の標準報酬月額が低い方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方が被扶養者になる方が、掛金額を低く抑えられます。なお、今後受給する年金などの収入が基準額以上となる場合には、扶養取消しとなります。

No	質問	回答
5	4月1日から6月30日までの3か月間だけ任意継続に加入できますか。	初めから3か月という期間設定はできません。脱退する場合は、共済組合に申告書を提出し共済組合が受理した月の末日に脱退し、翌月初日に喪失となります(就職先の健康保険に加入する場合等を除き、月途中での脱退はできません。) 任意継続掛金については、加入と脱退が同一月の場合を除き、喪失月以降分は返金されます。
6	来年度は、週20時間以上の再任用を希望していますが、まだ正式に決まっていますか。 そのため、4月1日から使える保険証が3月中に手元に届く共済組合の任意継続組合員制度に事前申告することはできますか。	事前申告は控えてください。 週20時間以上の再任用となった場合、共済組合加入する可能性が高いため、仮に事前申告したとしても、共済組合の任意継続組合員制度に加入できませんし、事前申告を取消す手続きが新たに必要となってしまいます。 事前申告は、確実に任意継続組合員制度に加入する方向けです。どうぞご理解ください。


## ②任意継続組合員の被扶養者の認定について



No	質問	回答
1	現在、配偶者(61歳)・2人の子(24歳・21歳)と同居しており、私の被扶養者として認定されています。 任意継続に加入した場合、今までと同様に被扶養者として認定されますか。	被扶養者の収入が、「130万円未満(障害年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円未満)」であれば、引き続き認定できます。
2	退職後、年金受給までは無職無収入となります。 現在、子(20歳)が被扶養者として認定されています。配偶者は年間200万円程度のパート収入があるため、被扶養者認定されていません。 任意継続に加入した場合、今までと同様に子(20歳)は被扶養者として認定されますか。	認定可能です。 配偶者がいるため、収入額の比較が必要ですが、この比較は前年の収入で行います(令和7年4月の時点では令和6年分源泉徴収票で判断します。)。あなたの収入が配偶者の収入を上回るか、その差額が多い方の1割以内であれば、認定可能です。 ただし、令和7年中の収入が逆転した場合は被扶養者の認定が取消になります。

No	質問	回答
3	<p>現在、同居の子（20歳）が被扶養者として認定されています。配偶者（55歳）も共済組合員で、定年まで働くつもりですので、私の退職後は、配偶者が子（20歳）の扶養手当を受ける予定です。</p> <p>私が、任意継続に加入した後も、今までと同様に子（20歳）を私の被扶養者として認定できますか。</p>	<p>認定できません。</p> <p>組合員に扶養手当が支給されている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として認定することとなります。</p> <p>扶養手当を受給する配偶者の被扶養者とする扶養替えをしてください。</p>
4	<p>私は、4月1日から共済組合の任意継続組合員となりました。</p> <p>その後、社会人であった子が5月31日で勤務先を退職し無職無収入となり、子が被扶養者として認定されました。</p> <p>私が支払う任意継続掛金はどのくらい増加しますか。</p>	<p>増加しません。</p> <p>被扶養者の人数に増減があっても、任意継続掛金は変わりません。</p>

●被扶養者の認定要件について、福利のしおり（令和6年度版P9～12）も参照してください。

③その他 

No	質問	回答
1	<p>私は、4月1日から共済組合の任意継続組合員となった後、7月10日から臨時的任用職員となり、公立学校共済組合に加入したため、任意継続組合員制度を脱退しました。</p> <p>その後、9月30日付けで任期満了になったため、以前加入していた共済組合の任意継続組合員制度に、再度、10月1日から加入したいのですが可能でしょうか。</p>	<p><b>共済組合の任意継続組合員制度に加入することはできません。</b></p> <p>臨時的任用職員の加入期間が、任意継続の加入要件である、「直近の共済組合加入期間が1年と1日以上あること」を満たしていないためです。</p>
2	<p>私は、4月1日から共済組合の任意継続組合員となった後、9月10日から再就職先の健康保険制度に加入したため、任意継続組合員制度を脱退しました。</p> <p>その後、11月30日付けで再就職先を退職したため、以前加入していた共済組合の任意継続組合員制度に、再度12月1日から加入したいのですが可能でしょうか。</p>	<p>共済組合の任意継続組合員制度に加入することはできません。加入要件である、「直近の共済組合加入期間が1年と1日以上あること」を満たしていないためです。</p>

No	質問	回答
3	<p>任意継続に加入した場合、在職中と同じように人間ドックの補助はありますか。</p>	<p>補助はありません。 ただし、割引料金で受診することができます。</p> <p><b>(退職会員互助制度 [共済組合の任意継続組合員制度とは別の制度です。] には、人間ドックの補助があります。)</b></p> <p>なお、任意継続組合員とその被扶養者のうち一定の年齢に達している者については、特定健康診査が実施されます。</p>
4	<p>(任意継続組合員制度に加入して数か月後) 私(64歳)は、3月まで再任用(常勤)として勤務し、配偶者(58歳)が被扶養者として認定されていました。4月からは任意継続組合員となり、また、配偶者も無職無収入であり、引き続き被扶養者として認定されています。</p> <p>ところが、日本年金機構から配偶者あてに「国民年金制度に加入手続きをとるよう」との手紙が届きました。</p> <p>私が定年を迎える前も再任用(常勤)中も、このようなことはなかったのですが、何かの間違いでしょうか。</p>	<p>配偶者の方は「国民年金第1号被保険者」への変更手続きはお済みでしょうか。</p> <p>一般又は短期組合員の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)は、国民年金第3号被保険者といい、被扶養配偶者の保険料負担なく、国民年金被保険者となります。</p> <p>一方、任意継続組合員制度は健康保険のみの制度であり、任意継続組合員の被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者に該当しません。</p> <p>そのため、任意継続組合員の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)は、ご自身で「国民年金第1号被保険者」への変更手続きと保険料納付をする必要があります。手続きはお住いの市区町村にお問合せください。</p>
5	<p>確定申告の際に、医療費控除の申告を予定しています。現職のときは「医療費のお知らせ」を添付していました。退職しても1月から退職月、あるいは任意継続資格喪失月までの「医療費のお知らせ」は発行されますか。</p>	<p>「医療費のお知らせ」は12月31日時点で資格がある方(任意継続組合員を含みます。)に発行しています。それ以前に退職された方及び任意継続組合員制度から脱退された方は、所定の申請書を提出していただく必要があります。ウェブサイトからダウンロードしていただくか、福利課短期給付担当へお問合せください。</p> <p><b>【公立学校共済組合埼玉支部ウェブサイト】</b>  <a href="https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/youiki/">https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/youiki/</a>          トップページ→埼玉支部について(画面右下)          →諸届用紙【ダウンロード】→<a href="#">様式No.43</a></p>

No	質問	回答
6	<p>私は、4月1日から共済組合の任意継続組合員となり、加入時に任意継続掛金を1年分前納しました。急ぎよ、9月10日から働くこととなり、その職場の説明で「職場の保険証の制度に加入することになる」と言われました。しかし、任意継続掛金を1年分前納しているし、給付の内容も共済の任意継続の方が良さそうなので、9月10日以降も引き続き、任意継続組合員制度に加入していただきたいのですが可能でしょうか。</p>	<p>引き続き加入はできません。就職先の制度が優先されるため、共済組合の任意継続組合員制度から脱退していただくこととなります（資格喪失日：9月10日）。</p> <p>任意継続組合員の方は、公立学校共済組合埼玉支部（福利課）に「職場の健康保険制度に加入することになった」ことを連絡してください。任意継続組合員制度脱退手続のご案内をいたします。</p> <p>また、前納いただいた任意継続掛金のうち、9月～翌年3月分は脱退手続完了後に還付します。</p>

●個々のケースで取扱いが異なりますので、詳細は公立学校共済組合埼玉支部にお問合せください。